

万国国際法学会（I D I）松山副大臣主催レセプション
松山副大臣による挨拶

平成25年9月9日

本日、万国国際法学会の会員の皆様の来日に対し、心から歓迎の意を表します。

この度、国際社会における最も権威ある国際法学会である万国国際法学会総会が、初めてアジアで、しかも我が国日本で開催されることを、大変嬉しく受け止めています。

極東の地にある我が国が国際法に出会ったのは、19世紀半ば、I D I が設立される少し前の頃でした。江戸時代の約250年の鎖国を解き、最初に外国と条約を締結したのは1854年の日米和親条約で、I D I が設立される19年前のことです。

ひとたび開国すると、我が国は、国際法を真剣に研究し、国際法を守る姿勢をしっかりと打ち出しました。それは、いわゆる不平等条約を改正するためでもありました。こうした努力の中から、我が国初のI D I 会員である金子堅太郎博士^{かねこけんたろう}や、P C I J（常設国際司法裁判所）所長を務めた安達峰一郎^{あだちみねいちろう}裁判官が誕生しました。

また、第二次世界大戦後、平和国家として歩んでいくことを決意した我が国にとって、国際社会における「法の支配」の確立は、以前にも増して重要な政策目標となりました。「法の支配」の確立のために我が国が行っている取組は3つあります。

一つは、国際法に基づく紛争の平和的解決の促進です。我が国は、1954年にI C J 規程の当事国となって以来、こちらにおいで

小和田恒^{おわだ ひさし} I D I 会長や、I D I 名誉会員でいらっしゃる小田^お 滋元^{だ しげる} I C J 裁判官を含め、I C J に 3 名の裁判官を輩出しています。

先月末、私（松山副大臣）は平和宮 100 周年記念式典に出席するためハーグを訪問しました。その際、「紛争の平和的解決に関する閣僚会議」に出席し、国際裁判による紛争解決が「法の支配」の確立に果たす重要な役割について指摘するとともに、国際社会が I C J の活動を支援していくことの必要性を訴えました。

7 月には、我が国が初めて I C J の当事国となった「南極における捕鯨」裁判の口頭弁論が行われたところです。

また、我が国は、その他の国際裁判所の発展にも力を尽くしています。現在、国際海洋法裁判所（I T L O S）では柳井俊二^{やないしゅんじ}裁判官が所長を務め、国際刑事裁判所（I C C）では尾崎久仁子^{おざき くにこ}裁判官が活躍しています。我が国は、次回 I T L O S 裁判官選挙における我が国候補として、その資質と実績を踏まえ、再び柳井裁判官を指名することを決定しています。

「法の支配」の確立のための二つ目の取組は、国際ルール作りへの積極的な参加です。国連国際法委員会（I L C）には、1957 年以降一貫して委員を輩出し、現在は、ここにおいで村瀬信也教授が委員を務めていらっしゃいます。

三つ目の取組は、途上国における国内法整備の支援です。我が国は、カンボジア、インドネシア、ベトナム及びラオス等に対して民法等の起草支援を行った他、I C C 加入を目指すアジア・アフリカの国に対して、知見の共有を行っています。

I D I が設立された頃、国際法は、欧米諸国の慣行によって形成され、いわゆる「文明国」の間でのみ適用されるものでした。しかし、

いまや国際法は全世界で適用されています。我が国としては、アジア初の開催国となったことを誇りとし、引き続き「法の支配」の確立に向けた取組を行って行くことを改めて表明致します。

最後になりましたが、本邦滞在期間中、皆様が、国際法の議論はもとより、日本の風土、歴史、文化などに触れることを通じて、この滞在を心ゆくまで楽しんで頂けますことをお祈り申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。